

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【会社名】	三菱重工業株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宮 永 俊 一
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番5号
【電話番号】	(03)6716-3111(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部グループ長(企画グループ) 山 本 博 章
【最寄りの連絡場所】	上記の[本店の所在の場所]に同じ。
【電話番号】	上記の[電話番号]に同じ。
【事務連絡者氏名】	上記の[事務連絡者氏名]に同じ。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

平成25年6月26日開催の当社第88回定時株主総会において決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成25年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役19名選任の件

取締役として、大宮英明、宮永俊一、前川篤、原壽、阿部孝、菱川明、西澤隆人、和仁正文、正森滋郎、鯨井洋一、野島龍彦、有原正彦、水谷久和、児玉敏雄、船戸崇、樹神幸夫、小島順彦、クリスティーナ・アメージャン及び津田廣喜の各氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、畔柳信雄及び伊東信一郎の両氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率(%)	可否
第1号議案	2,351,285	43,866	2,173	(注)1	97.33	可決
第2号議案						
大宮 英明	2,292,925	102,371	2,240	(注)2	94.91	可決
宮永 俊一	2,331,552	63,750	2,240	(注)2	96.51	可決
前川 篤	2,334,536	60,767	2,240	(注)2	96.64	可決
原 壽	2,334,541	60,762	2,240	(注)2	96.64	可決
阿部 孝	2,334,442	60,861	2,240	(注)2	96.63	可決
菱川 明	2,334,574	60,729	2,240	(注)2	96.64	可決
西澤 隆人	2,334,338	60,965	2,240	(注)2	96.63	可決
和仁 正文	2,334,478	60,825	2,240	(注)2	96.63	可決
正森 滋郎	2,334,449	60,854	2,240	(注)2	96.63	可決
鯨井 洋一	2,334,569	60,734	2,240	(注)2	96.64	可決
野島 龍彦	2,334,466	60,837	2,240	(注)2	96.63	可決
有原 正彦	2,334,508	60,795	2,240	(注)2	96.64	可決
水谷 久和	2,334,530	60,773	2,240	(注)2	96.64	可決
児玉 敏雄	2,337,962	57,341	2,240	(注)2	96.78	可決
船戸 崇	2,337,195	58,108	2,240	(注)2	96.75	可決
樹神 幸夫	2,337,912	57,391	2,240	(注)2	96.78	可決
小島 順彦	2,295,638	99,664	2,240	(注)2	95.03	可決
クリスティーナ・アメージャン	2,339,157	56,147	2,240	(注)2	96.83	可決
津田 廣喜	2,337,742	57,562	2,240	(注)2	96.77	可決

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率(%)	可否
第3号議案						
畔柳 信雄	1,663,576	728,597	5,436	(注)2	68.86	可決
伊東 信一郎	2,388,759	6,615	2,240	(注)2	98.88	可決

(注)1. 第1号議案が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。

2. 第2号議案及び第3号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。

3. 賛成比率は、当該株主総会前日までに行使された議決権の数(意思表示を無効としたものを含む。)と当日出席した株主の議決権の数の合計に対する割合である。

(4) 議決権の数に当該株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までに行使された議決権の数と、当日出席した株主のうち、賛否等を確認できた一部の株主の議決権の数を合計したことにより、決議事項の各議案が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席した株主の議決権の一部を加算していない。

以上